

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 水道局
経営管理部
総務課、財務課、営業課、水源対策・企画課
事業部
水道維持課、水道整備課、水道施設課、基幹施設建設室、
北部管理事務所、下水道事業課、下水道施設課、
水質管理センター

3 監査の期間 令和5年2月6日（月）～令和5年3月24日（金）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和4年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、支出事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 支出事務

- ① 出張命令伺において、課長補佐職の市外出張については、佐世保市水道局事務処理規程第4条第1項別表で部長の専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていないものがあった。

(総務課) (下水道施設課)

出張命令における専決区分については、規程等を再確認するとともに、局内での周知徹底を図られ、再発防止に努められたい。